

## 申し入れ書

第4次厚木爆音訴訟判決は、航空機騒音が人体にもたらす精神的苦痛と深刻な健康被害を認定して、自衛隊機の夜間・早朝飛行を差し止めました。

こうした判断が出る一方で、成田では場当たりのな空港拡張と騒音拡大が続いています。離着陸制限（カーフェュー）が緩和され「24時間空港化」が叫ばれています。「第3滑走路」構想さえも浮上しました。

そもそも暫定滑走路は、北側に800メートル移動して強引に建設されたため、民家上空40メートルを飛ぶ異常事態を生み出しました。その後も320メートル北延伸、年間発着容量30万回、同時平行離着陸、オープンスカイ、LCC導入など、歯止めの無い拡張が、航空機騒音に苦しみ落下物の不安のなかにいる住民を置き去りにして強行されたのです。

これにより空港に最も近い天神峰、東峰、取香はもとより、騒音地域のいずれの測定地点（「平成25年度 成田国際空港周辺航空機騒音測定結果」成田市空港対策課報告による）でも、WHOガイドラインと比較して健康影響（主として睡眠障害）が生じるレベルにあり、測定地点によっては心疾患などが生じる閾値（しきいち）も超えています。住民は日々、「命を削るリスク」を強いられているのです。

この実態に鑑み、私たちは本シンポジウムの名において、国交省と成田国際空港株式会社、ならびに千葉県、成田市に対して以下要望します。

- 一、 離着陸制限（カーフェュー）緩和の撤回を求めます
- 二、 年間発着容量30万回の撤回を求めます
- 三、 「第3滑走路」構想の撤回を求めます
- 四、 離着陸禁止時間帯を拡げることを含む、抜本的な対策の実施を求めます。

2014年11月29日

検証！ 成田空港と住民の暮らしシンポジウム  
参加者一同